

令和2年11月泉南市農業委員会定例会

令和2年11月10日 午後1時30分
市役所別館 1階 会議室1・2

・ 出席委員

(農業委員)

山下 博	田中 秀和	藪内 與四男
宮内 栄作	杉野 榮一	東 和宏
池上 安夫	宮下 明	森谷 豊
中野 吉次	上野 寛治	馬場 定夫
田中 一寿子		

(推進委員)

根岸 善洋	戎野 繁	山本 芳男
吉積 弘行	角辻 健二	

・ 欠席委員

(農業委員) 伊藤 喜久

(推進委員) 西浦 賢二

事務局 それでは定刻になりましたので、ただ今より令和2年11月泉南市農業委員会定例会を開催いたします。本日の委員の出席の状況ですが、伊藤委員より欠席の届出が出ております。出席委員については現在14名中13名で過半数以上出席しておりますので、会議は滞りなく成立いたします。推進委員の出席数については西浦委員より欠席の届出が出ておりますので、本日の出席は5名となっております。

それでは、泉南市農業委員会会議規則により総会の議長は会長が務める事になっております。会長よろしく申し上げます。

会長 どうも皆さんご苦勞様でございます。秋の米の収穫ですが、今年はいどいウンカの被害が泉南市にも出ております。ですので、来年の農林水産省の予算に被害に関する予算を増額して要求したいという事でございます。農業農村整備事業に719億円の増額で3,983億円の要求をしております。また、日本型直接支払の多面的機能支払交付金も4億円増

会 長 額で491億円の要求をしております。その他にも色々な予算を増額で要求しておりますが、現在のコロナ禍の中で、はたして予算要求が通るのか心配しているところでございます。なんとか要求が通るように努力していただきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症がまた日本中で猛威を振るっております。コロナウイルスは寒さに強いとの事でございますので、これからの寒い時期には健康に十分留意していただきたいと思っております。

今日の案件は非常に多く、議案4件、報告案件5件でございます。それでは早速ではございますが、議案のほうに入りたいと思っております。

会 長 それではこれより議事に入ります。
まず議事に入ります前に、議事録署名委員の指名を行います。

泉南市農業委員会に関する規程第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方でご指名させていただいて異議ありませんか。

異議なしの声

会 長 ありがとうございます。それでは議事録署名人は8番 池上委員、9番 宮下委員にお願いいたします。
以上で議事録署名委員の指名を終わります。

会 長 それでは、令和2年議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第17号を朗読する前に泉南市農業委員会に関する規程第13条の議事参与の制限により、〇〇委員に退席していただきます。

〇〇委員 退席

事 務 局 それでは、議案書を朗読させていただきます。令和2年議案第17号4件について朗読する。議案第17号につきまして、地区農業委員と現地確認を行っていますが、地区委員が退席しておりますので代わりに事務局から報告させていただきます。

事 務 局 No. 1につきまして、従前から譲受人が青ネギを耕作しております

事務局 したが、譲渡人も82歳と高齢となり、農地の資産整理として所有権移転するものです。

No. 2につきまして、この農地は、譲受人が小作人であり、小作の合意解約を行い、贈与による所有権移転を行うものです。譲受人は、キャベツやブロッコリーなどの野菜を主に耕作されている方です。

No. 3につきまして、搬路のない農地であり、隣接する農地を所有する譲受人に所有権移転するものです。譲受人は、主に水稻を行い、裏作としてキャベツなどを耕作されています。

No. 4につきまして、譲渡人が祖母になります。資産整理のため、譲受人である孫が2/3、譲渡人の息子の妻に1/3を所有権移転するものです。以上です。

会長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 推進委員さん何かご意見ございますか。

〇〇委員 特にありません。

会長 それでは質疑がないようですので、議案第17号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会長 それではお諮りいたします。議案第17号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第17号は原案のとおり許可することといたします。

会長 続きまして令和2年議案第18号「農地法第4条の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

令和2年議案第18号1件について朗読する。事務局の方から、議案第18号につきまして補足説明させていただきます。

10月1日 申請人と実務を担当されている行政書士が同席の上、会長・職務代理・事務局とで市役所会議室にて営農型太陽光パネル下部農地での作付けについて、協議を行ったうえ、議案にあげております。

今までの経過と計画について説明させていただきます。当初は、椎茸の栽培を行うという事で、平成29年3月17日に3年間の一時転用を前申請人に許可しておりましたが、太陽光発電設備設置が平成30年3月31日に完了したため、下部農地での栽培も1年遅れることになりました。

その後、前申請人が、病気になり闘病生活をへて平成30年10月26日に亡くなられたため、椎茸栽培のノウハウがなく、耕作が行われず農地の維持管理のみを行い3年の猶予が切れることになりました。相続名義人の変更手続きが令和2年7月2日に完了したため、継続申請を行うことになりました。

太陽光パネル下部農地には、ミョウガ290㎡・アスパラガス300㎡の栽培予定で、ミョウガ・アスパラガス共に11月に植付けを行い、収穫予定として、ミョウガは来年の7月頃に、アスパラガスは再来年の春に収穫を行う計画です。目標収穫量として、農林水産省統計を基にミョウガ640kg・アスパラガス140kgを産出する予定です。

農用地での一時転用の場合は、年度末に状況報告書の提出が義務付けられておりますので、来年の4月定例会には状況報告をさせていただきます。以上です。

会長

ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

〇〇委員

この0.33㎡というのはどういう意味ですか。

事務局

太陽光パネルの支柱の面積です。農用地ですので、太陽光パネルの支柱を立てる事により面積が減りますので、その部分の面積です。100本程の細いパイプの支柱を全部合わせた合計面積です。

〇〇委員

わかりました。作物はシイタケ栽培からミョウガ、アスパラに変わるという事ですね。

事務局 前申請者はシイタケ栽培のノウハウを知っていたのですが、亡くなられたので、耕作しやすいミョウガとアスパラを耕作する事になりました。

会長 ○○委員、こういう風になった経緯はご存じでしょ。

○○委員 以前に許可をだしている所ですね。工事せずに一年置いていた所ですよ。それで今回、奥さんが耕作するという事ですね。

事務局 はい。

○○委員 農用地なので、下で農作物を作るという法律さえ守ってもらえれば問題ないです。

会長 栽培の経験もないでしょうから、専門の所で教えてもらうように指導はしています。

○○委員 耕作しないとったら将来的にどうなるのですか。

会長 耕作しなければ撤去してもらわないと仕方ありません。3年間の一時転用ですので、これから3年間耕作していくのか、みていかなければなりません。

○○委員 努力はしました。でも、だめでしたでは通用しないのでしょ？

事務局 一応計画なので、計画どおりにはならないかと思います。今年の米の例と一緒に予定通りにいかない事もありますから。

副会長 本人がやりますと言っていますし、年1回の報告義務もあります。

会長 よろしいですか。他にご質問、ご意見ございますか。

会長 それでは質疑がないようですので、議案第18号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第18号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第18号は原案のとおりする許可することといたします。

会 長 続きまして令和2年議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます

事 務 局 議案第19号を朗読する前に泉南市農業委員会に関する規程第13条の議事参与の制限により、〇〇委員に退席していただきます。

〇〇委員 退席

事 務 局 それでは、議案書を朗読させていただきます。令和2年議案第19号1件について朗読する。議案第19号につきまして、地区農業委員と現地確認を行っておりますが、地区委員が退席しておりますので、代わりに事務局から報告させていただきます。

譲受人は、寺社仏閣の施工修繕を営む法人であり、申請地を露天資材置場として整備するものです。

今の農地状況は、譲受人の資材置場に囲まれた農地で、進入路もなく譲受人の敷地を通らなければ通れない農地です。また、地元水利組合とは協議済みで同意も頂いております。以上です。

会 長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 地区推進委員さん何か意見ないですか。

〇〇委員 特にないです。

会 長 よろしいですか。他にご質問、ご意見ございますか。
それでは質疑がないようですので、議案第19号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第19号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案19号は原案のとおりする許可することといたします。

会 長 続きまして、令和2年議案第20号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます

事 務 局 議案第20号を朗読する前に泉南市農業委員会に関する規程第13条の議事参与の制限により、〇〇委員に退席していただきます。

〇〇委員 退席

事 務 局 それでは、議案書を朗読させていただきます。令和2年議案第20号5件について朗読する。議案第20号につきまして、各地区農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただきます。No. 1、2につきましては、〇〇委員よろしく願いいたします。

〇〇 委員 先日、現場確認に行っていました。No. 1、2とも〇〇さんがネギを栽培されていました。今は草からしをされていて、いつでも出来る状態ですので全然問題ないです。以上です。

事 務 局 ありがとうございます。続きましてNo. 3、4につきまして〇〇委員よろしく願います。

〇〇 委員 ちょっと前に事務局の方と見に行っていました。現在は、雑草がボウボウとした状態ですが、借り手の方が果樹を植えるという事ですので、1回か2回草刈りをしたら十分に植樹できると思いますので、問題ないです。

事務局 ありがとうございます。続きましてNo. 5につきまして委員よろしくをお願いします。

〇〇委員 11月4日に現場確認行いました。場所は、かるがもの里の一角ですが、現況としてはビニールハウスが3棟で、うち1棟は倉庫、2棟3棟は葉物野菜がうわっておりました。特に問題ないと思います。

事務局 ありがとうございます。事務局の方から補足説明させていただきます。
No. 1につきまして、貸し手のお父さんが今年の1月に亡くなられており、その後、貸し手から借り手に管理を任された農地です。ネギの栽培に利用されます。

No. 2につきましても、同様にネギの栽培に利用されます。

No. 3、4につきまして、借り手は現在農業大学校2年生の新規就農者です。今年の2月に泉南市内でいちじくの栽培を行いたいとのことで相談があり、会長と事務局で面談を行い、貸付希望が出ていた当該農地を紹介しました。また、所有者とのマッチングを行った後、農地中間管理事業の一括方式を活用し、利用権の設定を行うこととなりました。借り手に確認したところ、10月末から草刈作業に入っており、12月～1月には定植に入るとのことでした。大阪府及び農業大学校の指導の下、就農計画を立てており、今後、いちじくを中心にレモン、ゆず、不知火等の果樹の複合経営を行っていく予定です。年内に市で青年等就農計画の認定を行う予定です。

No. 5につきましては、〇〇〇〇内の農地です。平成27年10月に貸し手と借り手の間で、令和2年11月末に借り手が購入する予定で土地売買の予約契約を交わし、その間は利用権設定により葉物の栽培に利用しておりました。しかし、今回借り手の業績等の関係で、利用権設定を5年間延長し、売買予約契約も令和7年11月末までの5年間延長することとなっています。借り手は〇〇〇〇の子会社で、水耕栽培での葉物を中心に栽培しております。当該農地は水耕ではなく、ハウスの土耕栽培で水菜等の葉物をつくっていました。以上です。

会長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局および地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 〇〇委員、〇〇のいちじくを耕作予定のところですが、この隣にも遊

会 長 休農地がありますよね。

〇〇委員 〇〇のその辺りはそういう所がすごく多いです。

会 長 設定地の今現在の所有者は何も作ってないです。この一帯の農地は綺麗に草刈りしている所も何も作っていません。

会 長 もしそういう所があったら、声をかけてください。この方の経営拡大に協力してあげたいなと思っていますので。

〇〇委員 いちじくの果樹園を広げたいという事ですね。そういう事であれば喜んで皆に知らせます。

会 長 よろしくお願ひします。

〇〇委員 この土地以外で栽培される希望をお持ちなんですか。

会 長 できる事ならこの近くが一番良いのですがね。まとまっている方が。

〇〇委員 〇〇〇〇の所が年に何回か草は刈っているのですが、耕作される方が現れませんので、もしその方の希望があれば、地主に話をしてみてもよいかと思ったので。かたまって全部で3反あります。

会 長 菜種を蒔いた時に近所からクレームが出たと聞いたので、いちじくを植えて苦情が出たりはしませんか。

〇〇委員 耕作する方が特定の方であれば問題ありません。前回は不特定多数の方だったので。

会 長 わかりました。

会 長 よろしいですか。他にご質問、ご意見ございますか。
それでは質疑がないようですので、議案第20号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第20号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第20号は原案のとおりする決定することといたします。

会 長 次に、報告事項に入ります。令和2年報告第15号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出の確認について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

事 務 局 令和2年報告第15号3件について朗読する。

事 務 局 報告第15号につきまして、事務局より補足説明させていただきます。
No. 1につきましては、すでに木造平屋建て住居として転用されております。今回、既存住居を取り壊し集合住宅の建設計画を行う際に地目の不備に気付き、届出の提出が行われたものです。同時に始末書も提出されています。

No. 2につきましては、平成23年9月に鉄筋コンクリート構造2階建の庫裡として転用されておりました。〇〇〇〇敷地内の所有権整理を行う際に地目の不備に気付き、届出の提出が行われたものです。同時に始末書も提出されております。

No. 3につきましては、昭和45年2月に分筆を行い、隣接者と交換し露天駐車場として転用されておりました。資産整理を行う際に地目の不備に気付き、届出の提出が行われたものです。同時に始末書も提出されております。以上です。

会 長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

〇〇 委員 私はNo. 3の当事者で、親が分筆だけして、そこで手続きが滞っておりました。資産整理でわかり、手続きをいたしました。申し訳ございませんでした。

会 長 昔の建物というのは4条申請を行って、地目を変更していないような事が多々ありますので。わかり次第、手続きを行っていただければ整理できます。

会 長 よろいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第15号を終了します。

会 長 続きまして、令和2年報告第16号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出の確認について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

事 務 局 令和2年報告第16号2件について朗読する。報告第16号につきまして、事務局より補足説明させていただきます。

No. 1につきましては、使用貸借権にて新居を建築するものです。汚水排水については、合併浄化槽からの処理水と雨水排水を〇〇〇〇線にある既存側溝に放流します。放流については、都市計画課から地元水利組合の同意を得ていることは確認済みです。〇〇〇〇線の幅員が3.8mしか無いため、セットバックして新たに約4mに幅員が広がります。

No. 2につきましては、報告第15号のNo. 2と同様で、平成23年9月に鉄筋コンクリート構造2階建の庫裡として転用されております。〇〇〇〇敷地内の所有権整理を行う際に地目の不備に気づき、届出の提出が行われたものです。同時に始末書も提出されております。

会 長 ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第16号を終了します。

会 長 続きまして、令和2年報告第17号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

事 務 局 令和2年報告第17号8件について朗読する。

事務局

報告第17号につきまして、事務局より補足説明させていただきます。

No. 1につきましては、9月8日に〇〇推進委員と現地確認しております。全て水稲を行っておりました。

No. 2につきましては、9月17日に〇〇委員と現地確認しております。①の農地は果樹を植えており、他の農地は水稲を行っておりました。

No. 3につきましては、9月24日に〇〇委員と現地確認しております。全て水稲を行っておりました。

No. 4につきましては、9月24日に〇〇委員と現地確認しております。季節野菜や花の栽培を行っておりました。

No. 5、6につきましては、10月6日に〇〇委員と現地確認しております。水稲と一部果樹を植えておりました。

No. 7につきましては、10月14日に〇〇委員と現地確認しております。水稲を行っておりました。

No. 8につきましては、10月26日に〇〇委員と現地確認しております。全て青ネギを行っておりました。以上です。

会長

ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長

よろしいですか。何かご質問、ご意見ございませんか。

特に発言がないようですので、以上で報告第17号を終了します。

会長

続きまして、令和2年報告第18号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局

令和2年報告第18号1件について朗読する。報告第18号につきまして、事務局より補足説明させていただきます。

9月9日に〇〇委員と現地確認しております。2筆共、キャベツを耕作されておりました。

会長

ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 よろしいですか。何かご質問、ご意見ございませんか。
特に発言がないようですので、以上で報告第18号を終了します。

会 長 続きまして、令和2年報告第19号「農用地利用配分計画の認可の確認について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

事 務 局 令和2年報告第19号2件について朗読する。報告第19号につきまして、事務局より補足説明させていただきます。

No. 1につきましては、平成29年6月定例会にて中間管理機構への利用集積計画の審議を行い承認した農地です。今回、中間管理機構と借受人との契約が9月1日に整いました。借受人は、〇〇市〇〇在住の31歳男性の方で、一人で露地にて野菜の栽培を行います。

No. 2につきましては、平成29年1月定例会にて中間管理機構への利用集積計画の審議を行い承認した農地です。今回、中間管理機構と借受人との契約が9月28日に整いました。借受人は、本市農林水産系の事業である砂栽培の卒業生で、〇〇在住の54歳男性の方です。一人でイチゴのハウス栽培を行います。以上です。

会 長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 No. 1ですが、露地野菜でやっていくという事ですけども、農業収益を考えると、施設農業をすればこの面積でもなんとかなるのかもしれないませんが、よほど高価な物を作らないと農業で生計を立てるのは難しいかもしれませんね。

会 長 よろしいですか。何かご質問、ご意見ございませんか。
特に発言がないようですので、以上で報告第19号を終了します。

会 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。ありがとうございます。

副 会 長 どうも長時間ご審議ありがとうございました。これをもちまして11月定例会を終了させていただきます。どうも長時間ありがとうございました。

副 会 長

した。次回の定例会につきましては、12月4日（金）場所は、市役所別館1階 会議室1・2です。時間は15時からです。どうも長時間ありがとうございました。

この会議の正確を証する為、下記のとおり署名する。

令和2年11月泉南市農業委員会定例会議

令和 年 月 日

署名人 _____

署名人 _____